

児童扶養手当などの現況届は忘れずに提出を

ひとり親家庭等医療助成受給資格の更新申請も受付中



児童扶養手当や特別児童扶養手当の受給者は、所得や養育の状況を確認する現況届の提出が必要です。対象者には8月上旬にお知らせを送付します。以下の日程で受け付けるので、必

ず受給者本人が届けてください。

□児童扶養手当

- 受付期間 8月1日(木)～30日(金) 午前9時～午後5時(土日、祝日を除く)
- 会場 市役所柳川庁舎1階子育て支援課(13番窓口)
- 特別児童扶養手当
- 日時 8月9日(金)～9月11日(水) 午前9時～午後5時(土日、祝日を除く)

- 会場 市役所柳川庁舎1階子育て支援課(13番窓口)
※8月8日(木)は午後5時から7時まで、8月25日(日)は午前9時から正午まで同課で受け付けます。
- 【問】同課児童家庭係 (☎ 77・8522)

ひとり親家庭等医療助成資格の更新申請

- ひとり親家庭等医療助成受給資格の対象者へ7月下旬に案内を送付しています。必要書類を確認し、手続きをお願いします。
- 受付期間 8月1日(木)～30日(金) 午前9時～午後5時(土日、祝日を除く)
 - 会場 市役所柳川庁舎1階健康づくり課(16番窓口)、大和・三橋市民サービス課
※8月8日(木)は午後5時から7時まで、8月25日(日)は午前9時から正午まで健康づくり課で受け付けます。
 - 【問】市健康づくり課医療年金係 (☎ 77・8533)

生ごみ処理機やコンポストの購入費を補助

電動生ごみ処理機をレンタルして便利さを体験してみませんか

市は、生ごみを減らすため、市内の店舗で購入した電動生ごみ処理機などの購入費を予算の範囲内で補助しています。生ごみは約半分が水分で、そのまま燃やすと多くの燃料や時間が必要になります。生ごみ処理機を活用すると、生ごみを簡単に乾燥させることがで



▲電動生ごみ処理機

きるため、「ごみを出す回数が週2回から1回に減った」など多くの市民が絶賛。柳川庁舎生活環境課で申請してください。詳しくは、市公式サイトで確認できます。

- 電動・手動生ごみ処理機(1世帯1台まで)
- 補助額 購入費の2

- 分の1(上限5万円)
- 申請方法 購入前に市内店舗の見積書を持って市へ申請。購入後の申請は不可
- コンポスト(1世帯2個まで)
- 補助額 購入費の2分の1(1個につき上限4000円)
- 申請方法 市内店舗で購入後に印鑑、通帳、領収書、使用説明書(パンフレット)を持って市へ申請

生ごみ処理機の無料レンタル実施中

生ごみ処理機の便利さを体験してもらうため、最大1カ月の無料レンタルを実施しています。「実際に使ってみたい、生ごみ処理機の効果を知りたい」などレンタルを希望する人は、数に限りがあるので事前に市生活環境課へ連絡してください。詳しくは、市公式サイトで確認できます。

【問】同課環境係 (☎ 77・8485)

10月から児童手当制度が変わります

支給対象が高校生年代まで拡大 申請が必要な人は9月30日までに提出を



10月分(12月10日支給分)から児童手当の制度が変更されます。主な変更点は下記のとおりです。児童手当や特例給付を受給している対象者(公務員を除く)へ8月上旬にお知らせを送付します。なお、現在、児童手当や特例給付を受給していない人で、市内に高校生年代以下の子どもがいない人にはお知らせが送付されません。申請が必要かどうかは下図で確認してください。申請が必要な人の提出期限は9月30日(月)です。申請書などの書類は市公式サイトで入手できます。

□児童手当の支給額(10月分以降)

子どもの年齢	支給額(月額)	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	1万5000円	3万円
3歳～高校生年代	1万円	

□変更内容

- ①中学生までの支給対象年齢を高校生年代まで(18歳になる年度の3月末まで)に拡大
 - ②所得制限を撤廃
 - ③第3子以降加算の対象年齢を高校生年代まで拡大し、第3子以降の支給月額を3万円に増額
※第3子以降とは、児童手当受給者が養育している子どものうち、大学生年代(22歳になる年度の3月末まで)以下の子どもを上から数えて3人目以降(高校生年代以下)の子どもが該当します。
 - ④第3子の算定基準とする子どもを大学生年代まで拡大
※大学生年代の子どもは、就職して収入がある場合や別居している場合でも、児童手当の受給者に経済的負担があり、それにより生活水準を維持している場合は、算定に入れることができます。
 - ⑤支給月が年3回(2、6、10月)から年6回(偶数月)に変更
- 【問】市子育て支援課児童家庭係 (☎ 77・8522)

【制度変更に伴う手続き早見表】

